

第 3 8 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 6 年 1 1 月 2 7 日 (水)

午前 1 0 時から

場 所 第 1 委員会室

付議事項

1 令和 6 年第 4 回 (1 2 月) 定例会に関する事項について

(1) 会期案について

1 2 月 2 日 (月) から 1 2 月 1 8 日 (水) までの 1 7 日間

議案名・・・資料 1

(2) 議事日程案について・・・資料 2

(3) 陳情・要望書等の取扱いについて・・・資料 3

ア 令和 7 年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのごお願い

・・・資料 3—1

イ 山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業の予算の拡大と助成金の増

額を求める要請書・・・資料 3—2

ウ 地域建設産業の再生に関する要請書・・・資料 3—3

エ 学校教材備品の計画的な整備推進についてのごお願い・・・資料 3—4

オ 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を

防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情・・・資料 3—5

カ 令和 7 年度税制改正に関する提言について・・・資料 3—6

2 全員協議会の開催日時の確認について

1 2 月 2 日 (月) 午前 9 時 3 0 分から 議運決定事項の報告

3 その他

令和 6 年第 4 回（1 2 月）定例会議案名

市長提出案件（議案 1 2 件、報告 1 件）

○総務文教常任委員会所管（2 件）

- (1) 議案第 7 4 号 山陽小野田市立小・中学校条例の一部を改正する条例の
制定について (教委)
- (2) 議案第 7 5 号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標
(第 2 期) の変更について (企画)

○民生福祉常任委員会所管（4 件）

- (1) 議案第 6 8 号 令和 6 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算
(第 2 回) について (保年)
- (2) 議案第 6 9 号 令和 6 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算 (第
2 回) について (高齢)
- (3) 議案第 7 0 号 令和 6 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予
算 (第 1 回) について (保年)
- (4) 議案第 7 3 号 山陽小野田市環境調査センター条例を廃止する条例の制
定について (環境)

○産業建設常任委員会所管（4 件）

- (1) 議案第 6 7 号 令和 6 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算
(第 1 回) について (都計)
- (2) 議案第 7 1 号 令和 6 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補
正予算 (第 2 回) について (公営)
- (3) 議案第 7 2 号 令和 6 年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算 (第 1
回) について (下水)
- (4) 議案第 7 6 号 財産の無償譲渡について (土木)

○一般会計予算決算常任委員会所管（2 件）

- (1) 議案第 6 6 号 令和 6 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 5 回) に
ついて (財政)

- (2) 承認第 5 号 令和 6 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 4 回）に関する専決処分について (財政)

○報告（1 件）

- (1) 報告第 6 号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和 5 年度における業務の実績に関する評価結果の報告について (企画)

令和 6 年第 4 回（1 2 月）定例会議事日程（案）

会期		令和 6 年 1 2 月 2 日から 1 2 月 1 8 日までの 1 7 日間			
月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
1 2	2	月	午前 1 0 時	本会議	・会期の決定 ・諸般の報告（事務報告） ・報告 1 件を報告及び質疑 ・議案 1 2 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託
1 2	3	火	午前 1 0 時	委員会	・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会
			午前 9 時		・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
1 2	4	水	午前 1 0 時	委員会	・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
1 2	5	木		委員会	・委員会予備日
1 2	6	金	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問（ 人）
1 2	7	土		休 会	
1 2	8	日		休 会	
1 2	9	月	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問（ 人）
1 2	1 0	火	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問（ 人）
1 2	1 1	水	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問（ 人）
1 2	1 2	木	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問（ 人）
1 2	1 3	金		休 会	
1 2	1 4	土		休 会	
1 2	1 5	日		休 会	

12	16	月	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（全体会）
12	17	火		休 会	・議事整理日
12	18	水	午前10時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、 討論及び採決 ・閉会中の調査事項について

令和6年9月3日

都道府県議会議員 様
市区町村議会議員 様

千代田区神田小川町3-28 昇龍館ビル4F
公益社団法人 日本理科教育振興協会
会長 大久保 隆

令和7年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い

理科教育においては〔観察・実験〕がすべての基本であり、〔観察・実験〕重視の視点から、これが十分実施できる理科教育環境整備に対する対応が重要であることが論じられています。

学習指導要領の中においても小中高共に「環境整備に十分配慮すること」という一文があります。

しかしながら、当協会の調査においては、小中高等学校の理科教育環境はまだまだ十分とは言えず、私どもの調査では、学校現場で最も困っていることが、12年連続で、小中高ともに「観察・実験機器の不足」と挙げられています。

積極的に理科教育設備整備費等補助金を取り込み、観察実験機器の充実に着手されている自治体とそうでない自治体との地域格差も生じています。つきましては、理科教育環境向上のため、下記の事項にご配慮賜りたく要望いたします。

- ・令和7年度 理科教育設備整備予算の計上をお願いします。
【理科教育設備整備費等補助金事業への積極的な取り組みをお願いします。】
- ・観察実験に伴う消耗品について、十分な予算措置をお願いします。
- ・理科観察実験が十分に行える場所（理科室）の整備と拡充に対してもご指導ください。
- ・小学校の理科実験支援員（PASEO）補助金予算の活用をお願いします。

貴自治体管轄の小・中・高等学校の理科教育環境はいかがでしょうか。理科教育について、観察・実験機器の充実した理科室で授業ができていますでしょうか。使用できない古い機器がたくさん理科室に残ってはいませんか。消耗予算は足りていますか。実験に際して、先生は準備や後片づけは時間的な支障なくできていますか。現状の理科教育について、貴自治体教育委員会にお尋ねください。

（別紙、昨年度調査を踏まえて「観察・実験こそ理科教育の基本です」パンフをご参照ください。）

貴自治体管轄の全ての小・中・高等学校 理科教育環境向上のため、積極的な予算措置をお願い申し上げます。



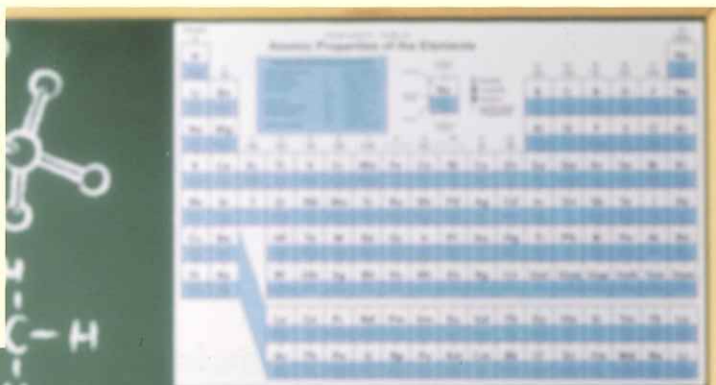
本件のお問合せ先

公益社団法人 日本理科教育振興協会 常務理事 石崎
〒100-0052 千代田区神田小川町3-28 昇龍館ビル 4F
TEL: 03-3294-0715 E-mail: info@japse.or.jp

「観察・実験」こそ 理科教育の基本です

理科の授業は
理科室で！

次年度に向けて、理科教育設備整備費等補助金
予算(理振予算)の増額計上の要求をしましょう。



現行の理科教育学習指導要領では、新たに必要とされる観察・実験機器が数多く登場しています。

あなたの学校では、学習指導要領に基づく観察・実験授業について、理科教育環境の整備はできていますか。

観察・実験機器が十分に整備され、消耗品も備わっている充実した理科教育環境で、たくさんの観察・実験を児童生徒たちに体験させてください。



理科教育を支援する
公益社団法人 日本理科教育振興協会



いま、小・中・高等学校の理科教育で最も困っていることは、観察・実験機器の不足です。令和7年度には、観察・実験機器整備予算の大幅増をお願いします。



理科観察・実験機器を充実させ、理科の楽しさを体験できる理科教育環境を整備してください

平成25年度の調査から、12年連続で「機器の不足」が困っていると回答いただいています。

※令和6年度全国小・中・高等学校観察・実験機器充足調査結果より

1

教科書掲載の実験を行うために、最重点・重点設備機器の充実を推進しましょう。
最重点設備機器・重点設備機器は不足しています！

小中学校の最重点設備機器は100%充足が必須です。
高等学校の重点設備機器は最低でも50%充足が必要です。
新学習指導要領に伴い、新規の観察実験機器が、多数登場してきています。

観察・実験機器の整備充足率

品目	小学校	中学校	高等学校
最重点設備品	73.8%	62.8%	—
重点設備品	38.1%	56.5%	22.2%

教育現場の声

- 実験機器が古くて使えない
- 一度に同じ機器を一括で揃える予算がつかない
- 実験機器の故障が多くて使えない
- 予算が乏しく、毎年買い足ししている
- 同じ機器が揃わず指導しにくい
- 顕微鏡の種類がバラバラで指導しにくい

2

理科の授業は理科室で行いましょう

観察実験が十分に行える場所を確保しましょう。

理科実験が十分にできる理科室は足りていますか

	小学校	中学校	高等学校
理科室が不足している	24.1%	43.7%	21.4%

普段理科室で授業を行っていますか

	小学校	中学校	高等学校
ほぼ理科室で授業を行っている	41.4%	36.1%	31.8%

※ 観察・実験にかかわらず理科の授業は理科室で行ってください。普通教室で行う授業よりも、観察・実験機器に囲まれた環境で行う理科の授業は、児童・生徒達の理科への興味・関心を、より一層高めるものと考えます。

3

使えない機器は廃棄し、使用できる機器をそろえましょう

使えない実験機器・とても古い実験機器が理科室にありますか。顕微鏡・電源装置など、一括で整備することが望ましい機器は、大きな金額になるので、翌年に備え早い時期に予算要求しましょう。

使用できない実験機器保有数

	小学校	中学校
使用できない生物顕微鏡	8.6%	17.8%

生物顕微鏡を購入した時期

	小学校	中学校
昨年～10年前	26.0%	31.4%
10～20年前	34.7%	48.4%
20年以上前	39.3%	19.8%

古い実験機器は、火災や思わぬ事故の原因となります。安全な理科実験環境に留意しましょう。また、廃棄手続きを忘れずに行いましょう。

4

新しく登場した理科設備品整備状況の調査結果

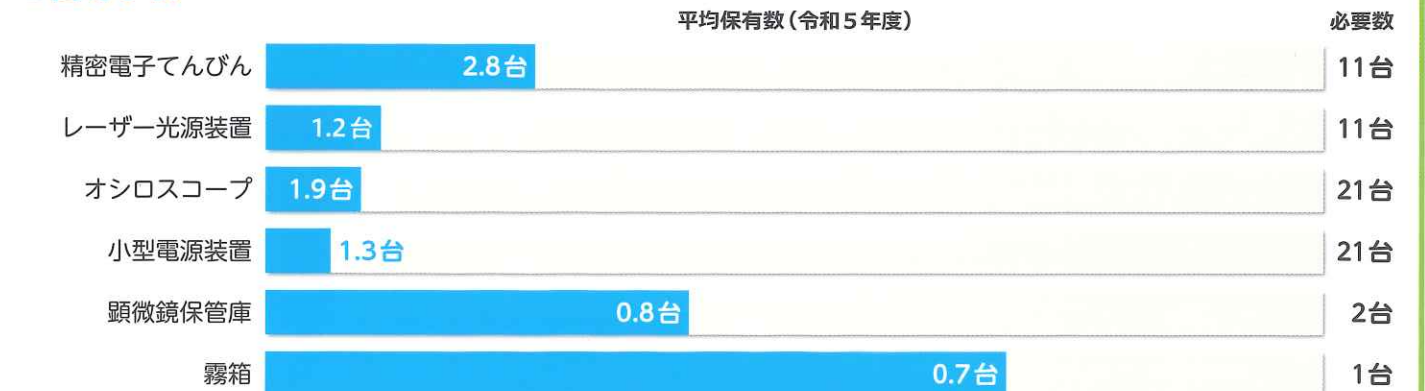
●小学校



●中学校



●高等学校



5

消耗品もしっかり確保しましょう

観察・実験授業を円滑に行うには、消耗品を常時用意しておく必要があります。
消耗品費もまだまだ不足していますので、忘れずに予算要求しましょう。

	小学校	中学校	高等学校
消耗品が不足している	56.8%	52.9%	48.5%
一クラスあたり平均予算	11,208円	10,847円	12,961円
一人あたり平均予算	405円	342円	370円

観察・実験機器について、新しい学習指導要領への対応は十分できていますか。

より良い理科教育環境で、たくさんの観察・実験を児童生徒達に体験させてください。

新学習指導要領で追加された内容・変更点

■ 小学校

追加した主な内容

- ・音の伝わり方と大小(第3学年)
- ・雨水の行方と地面の様子(第4学年)
- ・人と環境(第6学年)
- ・自然災害

必要な観察・実験機器

- ・実験用太鼓
- ・雨水と地面のマップ
- ・電気の利用プログラミング学習セット
- ・人と環境説明パネル
- ・自然災害に関する実験機器

■ 中学校

改善・充実した主な内容

- [第1分野]
- ・光の色(第1学年)
- ・放射線(第3学年に加えて、第2学年においても学習)
- [第2分野]
- ・自然災害(第3学年→全学年で学習)
- ・生物の特徴と分類の仕方(第1学年)

必要な観察・実験機器

- ・双眼実体顕微鏡
- ・デジタル双眼実体顕微鏡
- ・地震説明器
- ・火山の噴火実験器
- ・大地の変動説明器
- ・液状化実験装置
- ・ダニエル電池

■ 高等学校

改善・充実した主な内容

- ・科学と人間生活：人間生活との関連を重視
- ・物理基礎：探究の過程を踏まえた実験・観察の重視
- ・化学基礎：日常生活や社会との関連を重視
- ・生物：「(1) 生物の進化」を内容の冒頭に設定し、以後の学習で進化の視点を重視
- ・地学：地震災害、火山災害、高潮災害などを加え、防災に関する学習内容を充実

必要な観察・実験機器

- ・定力装置
- ・力学台車
- ・電気抵抗測定実験
- ・生物の進化映像教材
- ・地震説明器
- ・火山の噴火実験器
- ・大地の変動説明器
- ・液状化実験装置

■ 理科教育設備整備費等補助金事業のお手伝いをします

理科教育設備整備等補助金(理振)申請は難しくはありません。この補助金を「久しく受けていない」、「受けたことがない」、という自治体、学校法人様に当協会がお手伝いいたします。文部科学省のご協力をいただき、これまで全国で50回以上、理科教育設備整備費等補助金事業・台帳説明会を開催し、2,300名以上の自治体・学校法人関係者の方々にご参加いただきました。



■ 都道府県主催で理科教育設備整備費等補助金事業の説明会を開催してください

理科観察実験機器の整備について、長期間にわたり、国庫補助を活用できていない市町村・私立学校はありませんか。管轄内市町村・私立学校が理科教育設備整備費等補助事業に取り組み、国庫補助を活用できるように、講習会を開催してください。

講師の派遣、テキスト・資料などすべて当協会がご用意いたします。

お問い合わせ 理科教育設備整備に関するご質問は、メール・電話・FAXにて当協会までお問い合わせください。

✉ Mail: info@japse.or.jp ☎ Tel: 03-3294-0715 📠 Fax: 03-3294-0716

詳しくは理振協会のホームページを参照願います。 ▶▶▶ <https://www.japse.or.jp>



理科教育を支援する

公益社団法人 日本理科教育振興協会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28 昇龍館ビル

令和 6 年 10 月 8 日

山陽小野田市議会

議長 高松 秀樹 様

要請者 山陽小野田市日の出 3-11-21

山口県建設労働組合(建設山口県)

小野田支部 支部長 竹本 登

山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業の
予算の拡大と助成金の増額を求める要請書

山陽小野田市におかれましては、日頃より建設山口小野田支部に対するご理解とご配慮を賜りまして深く感謝を申し上げます。

さて、建設山口小野田支部は住環境やインフラ整備、建設職人の組合であり建設産業の健全な発展、建設職人の賃金・労働条件の向上と安定雇用の実現を目指して日々活動を行っております。また、貴市の住宅リフォーム資金助成事業は、我々地元建設工事関係に携わる者としていつも感謝しています。

貴市が住宅リフォーム資金助成事業を県下で初めて制度として創設して頂いた事は、地域住民の住宅の質の向上につながり、我々地元の建設工事関係者や地域経済にも大きな効力を発揮したものと思います。

最近の物価高騰における建築資材や燃料の高騰、建設職人の賃金の上昇もあり建築費の負担は大きくなっています。より多くの市民の皆さまに安心して暮らせる住環境を整えていただき、建設職人の労働環境を守るためにも下記の項目を実現されますよう、要請いたします。

記

1. 住宅リフォーム資金助成事業の総額を 1 千万円から 1 千 5 百万円に拡大してください。
2. 1 件当たりの助成金の上限額を 10 万円に引上げしてください。
3. 申請受付期間を延長してください。

以上



山口県内「住宅リフォーム助成制度」 年度別状況

(1) 令和5年度 創設自治体・・・8市1町

○宇部市 ○山陽小野田市 ○美祢市 ○山口市
○萩市 ○長門市 ○防府市 ●光市 ○阿武町

(2) 年度別創設状況・・・下記のとおり

△・・・請願採択 ▲・・・陳情採択 ●・・・別制度

自治体	担当 支部	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
下関市	下関										コロナ対策 △			
	豊浦			○	○	—	—	—	—	—		—	—	—
宇部市	宇部	○	○	○	—	—	—	○	○	—	○	○	○	○
山陽小野田市	小野田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美祢市	美祢		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口市	山口													
	吉南	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	阿東													
萩市	萩	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○
長門市	長門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
防府市	防府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
周南市	徳山	H24.2 ○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
下松市	下松	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
光市	光	△	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
柳井市	柳井		○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岩国市	岩国		○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
阿武町	阿武			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田布施町	熊毛南													
上関町	柳井													
平生町	熊毛南	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
周防大島町	柳井	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和木町	岩国													
制度創設自治体 数		8市 2町	12市 2町	10市 3町	8市 2町	7市 1町	6市 1町	7市 1町	8市 1町	7市 1町	9市 1町	8市 1町	8市 1町	8市 1町

*光市●は、平成24年度からエコライフ補助金制度(複層ガラス・二重サッシ等へ補助)

令和6年度 山口県内の住宅リフォーム助成制度一覧

■創設自治体 8市1町

■令和6年度予算総額(2億 6,200万円)

(4月本部把握分)

	市 町	募 集 期 間 (助成割合等)	予 算 額	担当課連絡先
1	宇部市	5月13日～12月27日 ※予算の範囲内(先着順) ※健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事に限定 (工事費の10%、上限は10万円)	2,000万円	宇部市都市政策部住宅政策課 Tel.0836-34-8252
2	長門市	4月8日～予算の範囲内(先着順) (工事費の20%・上限は10万円、市産木材使用で加算・上限10万円、 三世代同居で加算・上限10万、断熱改修工事は加算・上限10万円)	(地域商品券) 1,600万円	長門市建設部建築住宅課 Tel.0837-23-1186
3	山口市	4月15日～10月31日 ※予算の範囲内(先着順) (紙商品券の場合:工事費の10%上限は10万円、デジタル商品券の場合:工事費の15%上限は20万円)	(地域商品券) 1億5,000万円	山口市ふるさと産業振興課 Tel.083-934-2719
4	防府市	4月30日～1月10日 ※予算の範囲内(先着順) ※エコライフ住宅推進事業(①省エネ設備導入②断熱改修③木材使用リフォーム(10㎡以上使用)は工事費の10%、上限10万円、④木材使用リフォーム(③のうち山口県産材70%以上使用)は工事費の20%、上限20万円)	(地域商品券) 5,000万円	防府市商工振興課商工振興係 Tel.0835-25-2147
5	光市	エコライフ補助金 5月8日～2月28日(先着順) ※LED照明設備、複層ガラス・二重サッシ、宅配ボックス、断熱材、玄関扉、ZEH住宅の補助	500万円	光市環境政策課環境政策係 Tel.0833-72-1465
6	美祢市	8月9日～ ※予算範囲内(先着順) ・一般型リフォーム(30万以上の工事費の10%、上限は10万円) ・バリアフリー型リフォーム(10万以上の工事費の20%、上限は10万円)	(地域商品券 及び農産品等) 300万円	美祢市観光商工部商工労働課 Tel.0837-52-5224
7	山陽小野田市	4月1日～1月31日 ※予算の範囲内(先着順) (工事費の10%、上限は7万円)	1,000万円	山陽小野田市建築住宅課 Tel.0836-82-1166
8	萩市	4月1日～1月31日まで ※予算の範囲内(先着順) (工事費の10%上限は10万円、子育て世帯・三世代同居近居はそれぞれ10%加算で加算上限額20万円、空き家リフォームは10%加算で加算上限30万円ただし内装等の仕上げに地域産材を10平方メートル以上使用すること) (萩地域産木材を10㎡以上使用する場合、その部分の費用に対して加算上限10万円) ※加算後の上限補助率は30%、上限50万円	700万円	萩市建築課指導・審査係 Tel.0838-25-3693
9	阿武町	4月1日～12月20日 ※予算の範囲内(先着順) (工事費の10%上限は10万円)	100万円	阿武町土木建築課 Tel.08388-2-3112

※光市のエコスタイルサポート補助金制度もリフォーム助成制度として掲載。

- ※・山口市・防府市は前年度助成金利用者でも利用可。
・山陽小野田市は、1年の間を空ければ再び利用可。
・萩市は、3年の間を空ければ再び利用可。
・光市は同じ製品でなければ前年度助成金利用者でも利用可。
・長門市は申請後、5年度経過後は再び申請可能。
・宇部市、美祢市、阿武町は年度に関係なく1軒の住宅につき1度限りの利用。

～ 参 考 ～

平成29年度・・・	県下全体予算総額	2億7,800万円
平成30年度・・・	県下全体予算総額	2億7,300万円
令和元年度・・・	県下全体予算総額	2億4,150万円
令和2年度・・・	県下全体予算総額	2億4,200万円
令和3年度・・・	県下全体予算総額	2億6,950万円
令和4年度・・・	県下全体予算総額	2億9,512万5千円
令和5年度・・・	県下全体予算総額	4億5,900万円

令和6年10月8日

山陽小野田市議会議長

高松 秀樹 様

地域建設産業の再生に関する要請書

要請者 山口市維新公園2丁目1番10号

山口県建設労働組合（建設山口）

執行委員長 吉村 修

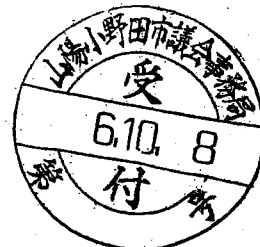
小野田支部長 竹本 登

日頃より当組合に対するご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

安全な国土の維持形成や良好な生活環境を支える建設産業において、将来にわたる建設技能者の確保・育成が重要な課題となっています。そのために、公共工事設計労務単価の12年連続の引き上げ、建設キャリアアップシステム（CCUS）レベル別年収の公表、週休2日・働き方改革対策の推進、公共工事品確法・建設業法・入契法の改正検討、社会保険加入推進、現場従事者・一人親方の処遇改善策等、CCUSや建退共制度の普及・促進など、「持続可能」な建設業に向けて国と業界全体で一致した取り組みが進められています。国交省と建設4団体は技能労働者の賃金について、賃金上昇の実現を目指す取り組みを進めることを確認しています。

物価・資材高騰等により、建設技能者をめぐる厳しい状況が続いています。地域建設業の再生と未来のために、私たちは若者の入職促進、技術・技能の継承の取り組みを進めており、とりわけ技能労働者への適切な水準の賃金確保と労働環境の改善をめざして、以下の項目について早急に実現されるよう要請いたします。

記



1. 公共工事設計労務単価は12年連続して引き上げられました。市発注工事において、最終下請まで公正な元下関係・取引、適正な労働環境の実現、適正な法定福利費等を含んだ単価と適正な賃金の支払いを確保してください。また、市発注の工事における現場従事者の賃金実態や就労環境を把握するため、現場実態調査を実施し、結果を公表してください。
2. 社会保険加入推進にあたっては、「健保適用除外」制度と建設国保組合を活用した厚生年金加入に留意し、現場での周知など具体策を講じてください。
3. 公契約条例を制定し、工事契約を介して受注関係者に一定額以上の賃金の支払いと従事者の適正な労働条件等の確保を求め、公共サービスの品質確保、地域建設産業の発展、好循環を図ってください。

令和6年度

県下自治体要請行動 資料

(1) 地域建設産業の再生に係る要請 関係

- 公契約条例関係・・・・・・・・・・(P 1)
- 令和5年度賃金調査・・・・・・・・・・(P 2～P 3)
- H27～R5年度賃金調査(公共工事関係) (P 4～P 5)

(2) 住宅リフォーム助成制度 関係

- 山口県内年度別実施状況・・・・・・・・(P 6)
- 令和5年度 自治体別実施状況・・・・(P 7)

◇チラシ3種類

① 賃 金 関 係

- 「賃金 UP めざそう」 *建設山口作成
- 「建設職人の活躍には賃上げが必要です」 *全建総連作成

③ 社会保険加入対関係

- 「指摘を受けたら組合事務所へ相談を」 *建設山口作成

公契約条例一覧表（類型別）

類型	都道府県	自治体名	公布日	施行日 (※改正)	審議会 設置	全建総連 委員
資金条項が盛り込まれた条例	埼玉県	草加市	2014/9/17	2015年4月	○	◎複数
	埼玉県	越谷市	2016/12/22	2017年4月	○	○
	千葉県	野田市	2009/9/30	2010年2月	○	○
	千葉県	我孫子市	2015/3/24	2015年10月	○	○
	東京都	千代田区	2014/3/20	2014年10月	○	○
	東京都	新宿区	2019/6/21	2019年10月	○	○
	東京都	目黒区	2017/12/7	2018年10月	○	○
	東京都	世田谷区	2014/9/30	2015年4月	○	○
	東京都	渋谷区	2012/6/22	2013年1月	○	○
	東京都	足立区	2013/9/30	2014年4月	○	○
	東京都	杉並区	2020/3/16	2020年8月	○	○
	東京都	江戸川区	2021/6/22	2021年10月	○	○
	東京都	中野区	2022/3/28	2022年4月	○	○
	東京都	北区	2022/6/21	2023年7月	○	○
	東京都	墨田区	2023/9/27	2024年4月	○	○
	東京都	台東区	2024/1/10	2024年4月	○	○
	東京都	文京区	2024/6/27	2024年7月(一部)	○	○
	東京都	日野市	2018/3/31	2018年10月	○	◎複数
	東京都	国分寺市	2012/6/28	2012年12月	○	○
	東京都	多摩市	2011/12/22	2012年4月	○	○
	神奈川県	川崎市	2010/12/21	2011年4月	○	○
	神奈川県	相模原市	2011/12/26	2012年4月	○	○
	神奈川県	厚木市	2012/12/25	2013年4月	○	○
	愛知県	豊橋市	2015/12/17	2016年4月	○	○
	愛知県	豊川市	2018/9/27	2019年2月	○	○
	愛知県	みよし市	2023/12/20	2024年2月	○	○
	三重県	津市	2017/12/21	※2022年12月	○	○
	兵庫県	三木市	2014/3/31	2014年7月	○	○
	兵庫県	加西市	2015/3/25	2015年9月	○	○
	兵庫県	加東市	2015/7/1	2015年10月	○	○
	高知県	高知市	2014/9/26	2015年10月	○	○
	福岡県	直方市	2013/12/20	2014年4月	○	○
	9都府県		32		32	30
公契約の総則的事項を規定（資金条項なし）	北海道	旭川市	2016/12/13	2016年12月	意見聴収	
	青森県	八戸市	2020/9/24	2021年4月		
	青森県	おいらせ町	2021/9/13	2022年4月		
	岩手県		2015/3/27	2016年4月	○	
	岩手県	花巻市	2017/12/7	2018年4月		
	岩手県	北上市	2018/12/21	2019年4月		
	秋田県	秋田市	2013/3/21	2014年4月		
	秋田県	由利本荘市	2017/12/22	2018年4月	意見聴収	
	秋田県	にかほ市	2023/3/22	2023年4月	意見聴収	
	山形県		2008/7/18	2008年7月	(評議委)	
	福島県	郡山市	2016/12/21	2017年4月	○	○
	群馬県	前橋市	2013/3/29	2013年10月		
	群馬県	玉村町	2023/3/20	2023年4月		
	東京都	葛飾区	2021/3/26	2021年4月		
	石川県	加賀市	2016/3/22	2016年7月	意見聴収	
	長野県		2014/3/20	2014年4月	○	○
	長野県	長野市	2020/12/25	2021年4月	協議の場	
		松本市	2023/6/30	2023年7月	○	○
	静岡県		2021/3/17	2021年3月		
	岐阜県		2015/3/24	2015年4月	意見聴収	
	岐阜県	大垣市	2016/3/24	2016年4月	意見聴収	
	岐阜県	高山市	2017/12/21	2018年4月	意見聴収	
	岐阜県	岐阜市	2020/3/30	2020年4月	意見聴収	
	岐阜県	飛騨市	2021/3/22	2021年4月	意見聴収	
	愛知県		2016/3/29	2016年4月	協議の場	
	愛知県	碧南市	2017/3/25	2017年7月		
	愛知県	大府市	2018/3/27	2018年4月		
	愛知県	尾張旭市	2017/12/25	2018年4月	意見聴収	
	愛知県	田原市	2018/12/20	2019年4月		
	愛知県	豊明市	2020/2/1	2020年2月		
	愛知県	西尾市	2020/3/26	2020年4月		
	愛知県	東郷町	2020/3/24	2020年4月	意見聴収	
	愛知県	岡崎市	2019/12/23	2020年4月	協議の場	
	愛知県	瀬戸市	2021/6/25	2021年10月	意見聴収	
	愛知県	日進市	2021/9/30	2022年3月	意見聴収	
	愛知県	長久手市	2021/10/7	2022年3月	意見聴収	
	愛知県	幸田町	2021/12/17	2022年4月	意見聴収	
	愛知県	豊田市	2021/12/28	2022年4月		
	愛知県	知立市	2022/4/1	2022年4月		
	愛知県	蒲都市	2023/3/23	2023年7月	意見聴収	
	愛知県	高浜市	2023/3/24	2023年4月		
	愛知県	常滑市	2023/3/31	2023年4月		
	三重県	四日市市	2014/10/6	2015年1月	○	○
	滋賀県		2021/10/15	2022年4月	○	
	京都府	京都市	2015/11/11	2015年11月	(審査委員会)	
	京都府	向日市	2018/3/23	2018年4月		
	兵庫県	尼崎市	2016/10/21	2016年10月		
	兵庫県	丹波篠山市	2018/12/26	2019年4月	○	
	奈良県		2014/7/10	2015年4月	○	
	奈良県	大和郡山市	2014/12/18	2015年4月	○	
	和歌山県	湯浅町	2017/3/30	2017年3月		
	広島県	庄原市	2018/12/28	2019年4月	意見聴収	
	香川県	丸亀市	2016/3/29	2016年4月		
	熊本県		2022/10/12	2023年4月	意見聴収	
	沖縄県		2018/3/28	2018年4月	(契約審議会)	
		那覇市	2020/3/26	2021年4月	○	
	23都道府県		56			4

◆令和5年度・賃金アンケート回収状況

	①事業主	②一人親方	③常用・手間 請で働く人	計	回収率%	H5.3月末 組合員数
阿 東	5	24	19	48	77.4%	62
岩 国	303	515	827	1,645	90.4%	1,819
宇 部	312	649	474	1,435	86.0%	1,669
小野田	110	197	197	504	90.5%	557
吉 南	175	348	350	873	82.7%	1,056
下 松	262	372	717	1,351	89.8%	1,504
熊毛南	47	70	80	197	85.7%	230
下 関	176	540	227	943	86.8%	1,086
徳 山	125	292	284	701	97.4%	720
豊 浦	41	94	72	207	99.5%	208
長 門	41	93	38	172	96.6%	178
萩	33	87	45	165	86.8%	190
光	28	78	52	158	62.7%	252
防 府	150	342	284	776	79.7%	974
美 祢	27	73	49	149	91.4%	163
山 口	172	370	392	934	76.1%	1,227
柳 井	65	100	123	288	64.9%	444
計	2,072	4,244	4,230	10,546	85.5%	12,339

◆調査結果について（概況）

◎アンケートの回収枚数は、左表のとおり10,546枚でした。回収枚数は4年連続して10,000枚を超えました。令和5年度賃金実態(全職種平均)は、事業主の支払い賃金が昨年より388円増の14,817円、一人親方の受取賃金が170円増の17,222円、常用・手間請で働く人の受取賃金が73円増の12,899円となりました。また、一人親方と常用・手間請の人の受取賃金の平均日額(全職種)は15,420円。昨年と比較すると123円増となりました。

◎賃上げの有無では、常用・手間請の人については上がったと答えた方が815人、下がった31人、変わらない3,095人。一人親方については、上がったと答えたものが194人、変わらない3,506人、下がったと答えた方が245人。事業主については、上がった(上げた)452人、変わらない(すえおいた)1,311人、下がった(下げた)が5人となりました。

◎年収(ボーナス・手当等を含めた総額)の全職種平均額は、一人親方が462万円(昨年456万円)、常用・手間請で働く人が391万円(昨年385万円)という結果になりました。

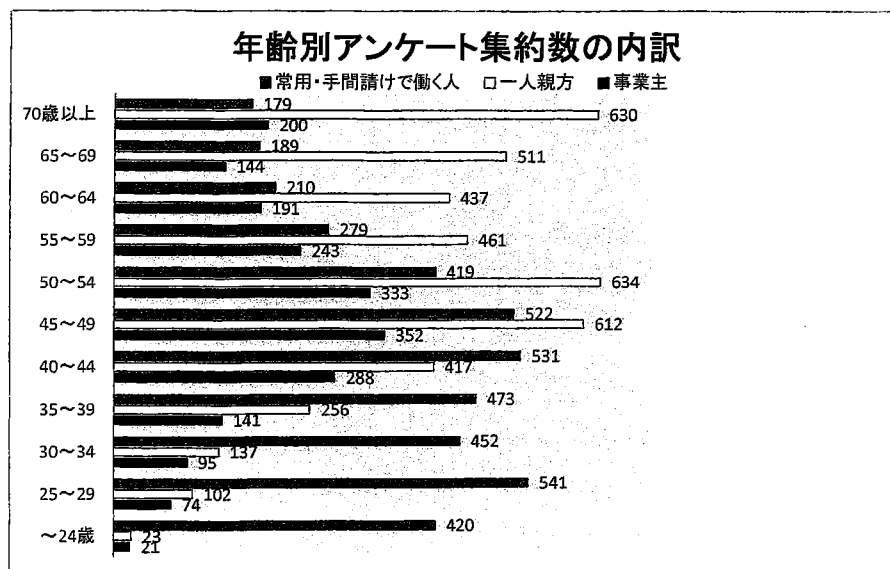
◎土曜休日は常用・手間請の人をみると、月1回以上土曜日が休日になっている人は、全体の半数の61%です。また、建設業退職金共済制度については、事業主128人、一人親方523人、常用・手間請で働く人708人もの人が「建設業退職金共済制度(建退共)を知らない」と答えています。引き続き制度の周知をはかる必要があります。

◎見積書の中に法定福利費を請求している事業主は38%、一人親方の方で、健康保険料・国民年金保険料等に係る経費を請求している方は29%となりました。しかし、公共工事設計労務単価は11年連続して引き上がっているものの、公共工事に携わった人への調査では、「賃金は変わらない」と回答した方が2,076人(87%)となり、現場まで行き渡っていない状況が続いています。また、建設キャリアアップシステムの技能者登録は、1,772人(16.8%)が「登録した」と回答しています。

◆令和5年度 賃金アンケート集約数の内訳

(単位/人)

集約数合計	大工職集約数				各職集約数				職種未記入者数			
	事業主	一人親方	常用・手間 請で働く人	計	事業主	一人親方	常用・手間 請で働く人	計	事業主	一人親方	常用・手間 請で働く人	計
10,546	245	1,106	321	1,672	1,777	3,096	3,824	8,697	50	42	85	177

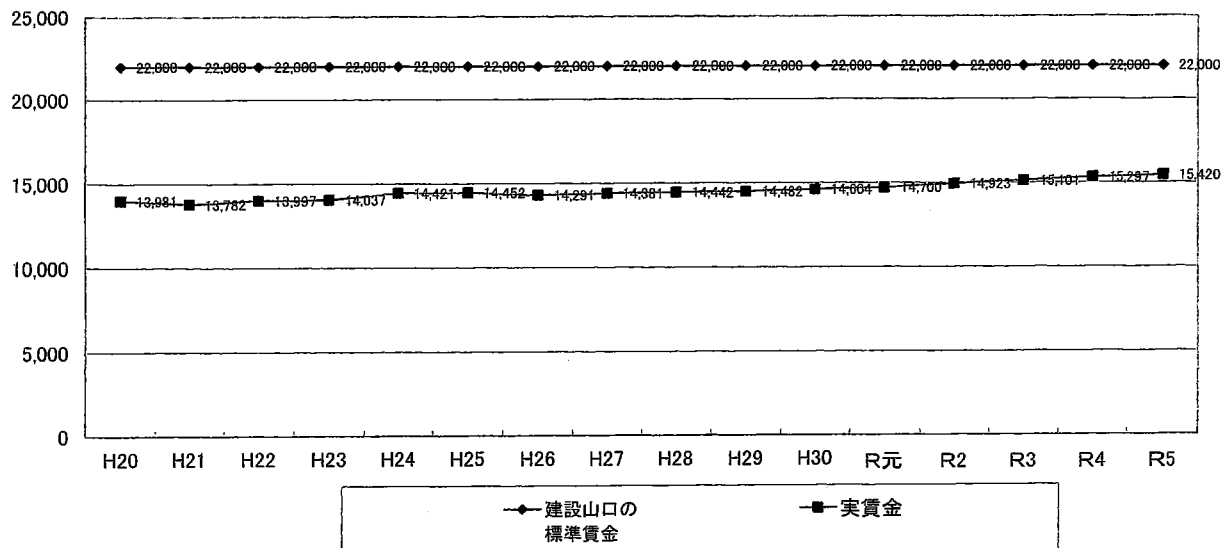


◆「建設山口の標準（目標）賃金」と「実賃金」の推移と比較

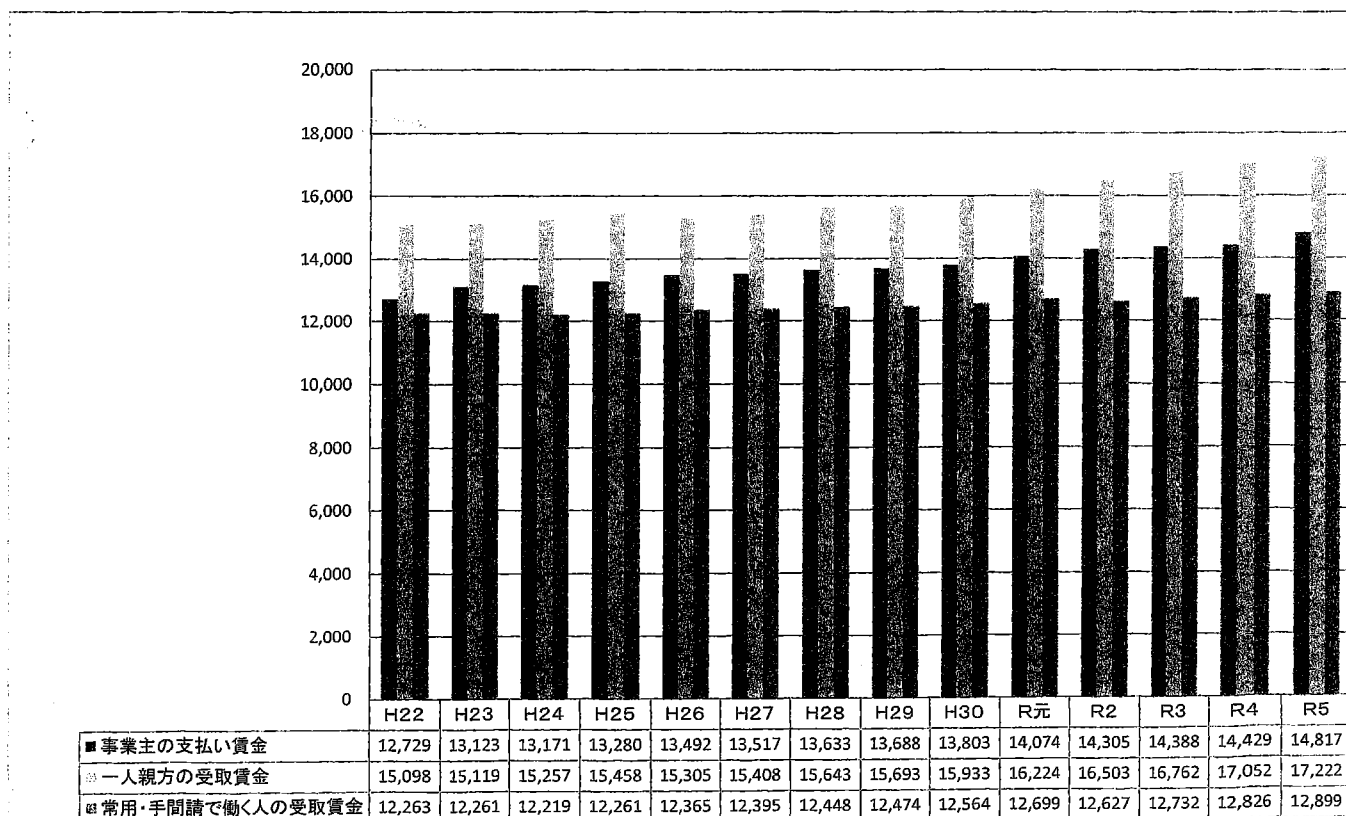
単位／円

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
建設山口の標準賃金	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
実賃金	14,449	14,403	14,090	13,981	13,782	13,997	14,037	14,421	14,452	14,291	14,381	14,442	14,482	14,604	14,700	14,923	15,101	15,297	15,420

※実賃金はアンケート調査の一人親方と常用・手間請の人の受取賃金の平均（全職種）



◆賃金実態（全職種平均）



平成 28 年度～令和 5 年度 賃金アンケート

公共工事 賃金調査 (建設山口)

◆公共工事設計労務単価が引き上がって現場へ反映されているか◆

1. 公共工事(下請を含む)をしましたか？

		回収枚数	はい	割合
① 事業主	H28	1,846	546	29.6%
	H29	1,898	577	30.4%
	H30	1,961	568	29.0%
	R 元	1,922	555	28.9%
	R 2	1,999	592	29.6%
	R 3	2,078	620	29.8%
	R 4	2,075	603	29.1%
	R 5	2,072	585	28.2%
② 一人親方	H28	4,215	820	19.5%
	H29	4,315	821	19.0%
	H30	4,251	775	18.2%
	R 元	4,308	795	18.5%
	R 2	4,295	813	18.9%
	R 3	4,263	750	17.6%
	R 4	4,386	750	17.1%
	R 5	4,244	801	18.9%
③ 常用・手間請で働く人	H28	3,358	975	29.0%
	H29	3,494	1,026	29.4%
	H30	3,610	1,051	29.1%
	R 元	3,649	1,082	29.7%
	R 2	3,799	1,003	26.4%
	R 3	3,896	1,073	27.5%
	R 4	4,086	1,146	28.0%
	R 5	4,230	1,161	27.4%
計	H28	9,419	2,341	24.9%
	H29	9,707	2,424	25.0%
	H30	9,822	2,394	24.4%
	R 元	9,879	2,432	24.6%
	R 2	10,093	2,408	23.9%
	R 3	10,237	2,443	23.9%
	R 4	10,547	2,499	23.7%
	R 5	10,546	2,547	24.2%

組合員の2,500人以上が
公共工事に従事(1日も含む)

2. 公共工事をした方は1日の単価は上がりましたか？

		上がった	下がった	変わらず	備考
① 事業主	H28	68 (14%)	27 (5%)	398(81%)	
	H29	52 (10%)	25 (5%)	454(85%)	
	H30	58 (11%)	30 (6%)	419(83%)	
	R元	60 (12%)	18 (4%)	427(84%)	
	R2	57 (11%)	25 (5%)	446(84%)	
	R3	47 (9%)	18 (3%)	476(88%)	
	R4	41 (8%)	19 (3%)	488(89%)	
	R5	64 (12%)	20 (4%)	445(84%)	

		上がった	下がった	変わらず	備考
② 一人親方	H28	51 (6%)	54 (7%)	699(87%)	
	H29	34 (4%)	29 (4%)	751(92%)	
	H30	36 (5%)	26 (3%)	695(92%)	
	R元	37 (5%)	23 (3%)	696(92%)	
	R2	45 (6%)	39 (5%)	687(89%)	
	R3	37 (5%)	47 (7%)	620(88%)	
	R4	25 (3%)	34 (5%)	680(92%)	
	R5	58 (7%)	33 (4%)	680(89%)	

		上がった	下がった	変わらず	備考
③ 常用・手間請で働く人	H28	83 (9%)	31 (3%)	819(88%)	
	H29	77 (8%)	22 (2%)	880(90%)	
	H30	105 (10%)	18 (2%)	881(88%)	
	R元	119 (10%)	7 (1%)	909(88%)	
	R2	96 (10%)	17 (2%)	838(88%)	
	R3	145 (14%)	18 (2%)	850(84%)	
	R4	120 (11%)	44 (4%)	904(85%)	
	R5	107 (10%)	26 (4%)	951(86%)	

公共工事設計労務単価は11年連続引き上がっているものの2,076人(87%)が単価は変わっていないと回答

		上がった	下がった	変わらず	備考
計 (①+②+③)	H28	202 (9%)	112 (5%)	1,916(86%)	
	H29	186 (8%)	76 (3%)	2,085(89%)	
	H30	199 (9%)	74 (3%)	1,995(88%)	
	R元	216 (9%)	48 (2%)	2,032(89%)	
	R2	198 (9%)	81 (3%)	1,971(88%)	
	R3	229 (10%)	83 (4%)	1,946(86%)	
	R4	186 (8%)	97 (4%)	2,072(88%)	
	R5	229 (10%)	79 (3%)	2,076(87%)	

令和6年10月21日

市区町村議会議長 殿

一般社団法人 日本教材備品協会
会長 大久保 昇
東京都港区虎ノ門3-10-11 虎ノ門PFビル

学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い

学校教材備品は、児童生徒の関心・意欲や学習理解の増進を図る上で必要不可欠であります。また学習指導要領の学習目的を実現し、児童生徒の確かな学力の育成を図るためには、学校教材備品の安定的かつ計画的な整備を図ることが極めて重要であります。

学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習過程の改善を目指すことが大きなテーマとなっており、これを実現するため、今後の授業展開は、観察や実験、体験や疑似体験等を通じて、児童生徒が自ら考えることがこれまで以上に大切になると存じます。1人1台の端末が授業で活用される中で、教材備品とデジタル教材の両方の良さを適切に組み合わせることで、児童生徒の理解が更に深まるとも考えられます。

文部科学省では、義務教育諸学校に備える教材の例示品目と整備数量の目安をとりまとめた参考資料である「教材整備指針」を、平成20年改訂の学習指導要領を踏まえ平成23年に策定し、平成29年改訂の学習指導要領を踏まえ令和元年に改訂し、各学校・各教育委員会が学校教材備品の整備の現状を把握し、教育方針に応じた整備の計画を立て易くいたしました。また、これらの学校教材備品の整備が安定的かつ計画的に実施されるよう、総務省の協力の下、令和2年度からの10か年を計画期間とする「義務教育諸学校における教材整備計画」を策定し、単年度で約800億円の地方財政措置が講じられております。しかしながら、各々の自治体における学校教材備品の整備については、財源が地方交付金のため、整備予算に大きなばらつきや差が生じることを懸念しております。

貴自治体におかれましては、管内の義務教育諸学校における学校教材備品の整備の現状を調査・把握いただき、教材整備計画の策定を進めていただきたくお願い申し上げます。その上に、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整いただき、学校教材備品の安定的かつ計画的な整備をより一層推進していただくことをお願い申し上げます。の次第です。

尚、お送りしました当該リーフレットは、「子どもたちの未来のために計画的な教材整備が必要です。」の表紙のタイトルにありますように、計画的な学校教材備品の整備の実施をお願いする内容となっております。子どもたちの学力向上のため、学校教材備品の整備の参考としていただければ幸いです。また、ご質問等ございましたら当協会までご連絡賜りたく存じます。

【本件のお問い合わせ先】

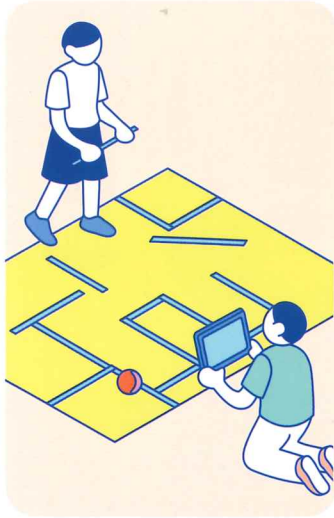
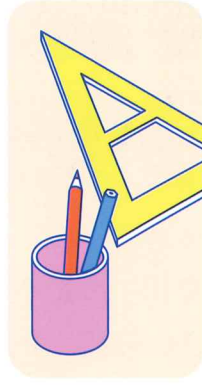
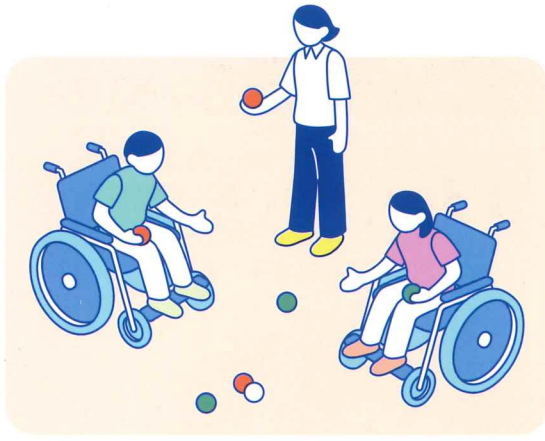
一般社団法人日本教材備品協会 事務局長 宮本 昌樹
〒100-0001 東京都港区虎ノ門3-10-11 虎ノ門PFビル
TEL03-5472-7659 e-mail: jema@chive.ocn.ne.jp



一般社団法人 日本教材備品協会（JEMA）につきまして

私ども一般社団法人日本教材備品協会（JEMA）は、平成3年に優れた教材教具の研究開発と普及を目指して設立され、平成10年に当時の文部大臣より社団法人の認可を受けた協会です。以後、公益事業に注力し、学校教育用教材備品等に関する普及、活用、開発、調査研究、品質向上等の事業を行うことで我が国の学校教育に寄与してまいりました。

法人制度改革に伴い、平成25年4月に一般社団法人に移行し、引き続き学校教育に寄与することを目的に事業を展開しているところであります。



子どもたちの 未来のために

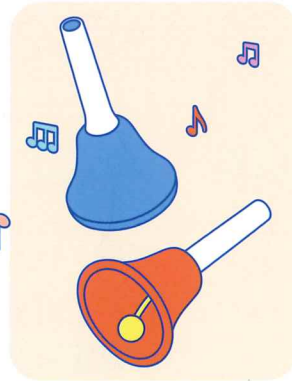
計画的な **教材整備** が必要です。



文部科学省策定の **教材整備指針** を参考に、

教材整備計画 を活用して、

適切な教材の整備充実を図りましょう！



義務教育諸学校における

教材整備計画

令和2年度～11年度

JEMA

Japan Educational Materials Association.

一般社団法人 日本教材備品協会 ジェマ

子どもたちの確かな学力の育成を図るための 教材整備計画 が策定されています。

令和2年度から11年度まで、「学校教材整備」のために、
単年度約800億円、10か年で約8,000億円（見込み）の
※地方交付税措置が講じられております。



「主体的・対話的で深い学び」により、
児童・生徒たちが自ら考え、
自ら発信する力をより伸ばす教育を進めるために、
支援・触発する学校教材をしっかりと整備していきましょう。

義務教育諸学校における教材整備計画

概要

文部科学省では学習指導要領改訂や学校における働き方改革の進展等を踏まえ、各教育委員会、各学校の教材整備の参考資料となる「教材整備指針」を令和元年8月に改訂。
これを踏まえ、令和2年度からの計画的な教育環境整備に関する財政措置の見通しとなる「義務教育諸学校における教材整備計画」を策定。

1. 趣旨

学習指導要領に対応し、子どもたちの確かな学力の育成を図るため、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進する。

2. 計画の内容

教材整備指針（令和元年8月改訂）の例示教材等の整備に必要な経費を積算。

3. 積算内容

- (1) 学習指導要領関連(学習指導要領に対応する教材)
- (2) 技術革新等関連(昨今の技術革新等を踏まえた教材)
- (3) 学校における働き方改革関連(学校における教育環境改善に資する教材)

4. 年次計画額

単年度措置額(普通交付税)約800億円
(10か年総額 約8,000億円見込み)

小学校	約500億円
中学校	約260億円
特別支援学校	約40億円

子どもたちのために、
教材整備に積極的に
使いましょう!

※地方交付税措置

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源を保証するためのもの。
なお、用途を特定しない一般財源として措置されるため、各自治体で予算化が図られて、初めて教材費などに充てることができます。

学校教材の計画的な整備のため、 文部科学省策定の **教材整備指針** を 積極的に活用しましょう！

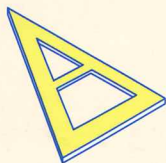
教材整備指針は義務教育諸学校に備える教材の例示品目、
整備数量の目安を参考資料としてとりまとめたものです。

**目安の数量（必要数）と現有数とを把握し、計画的に
整備していきましょう！** これらの整備に必要な経費は
新たな教材整備計画により地方交付税措置が講じられております。

教材整備指針の特色

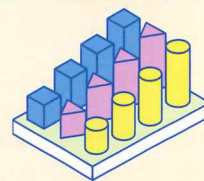
① 教材整備数量の目安を例示

各市区町村、学校が具体的な整備
数量を定める際の参考として、学校、
学年、学級、グループあたりの整備
の目安を教材毎に例示



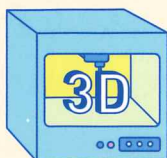
② 学習指導要領に対応

学習指導要領に対応する
全ての教科の教材を例示
特別支援教育にも対応して
います



③ 技術革新等を踏まえる

視線/音声入力装置（特別支援学
校）、3Dプリンター（中学校）等、
昨今の技術革新等を踏まえた
教材を例示



④ 学校における働き方改革に対応

拡大プリンター、複合機等学校
における教育環境改善に資する
教材を例示



教材整備指針の活用例

- ▶ 新たに必要となる教材、更新が必要な教材のピックアップに！
- ▶ 備える整備数の参考に！
- ▶ 整備計画策定の参考に！
- ▶ 教育委員会等への要望資料として！



▼ 詳しくはこちら ▼ ご不明点や活用のご相談などございましたらお問い合わせください。

JEMA

検索

www.jema.or.jp/mext/mext-info



学校教材の整備

検索

www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyozai/index.htm



教材整備指針に基づいた教材整備計画を!

教材整備指針は
このような内容に
なっています。

例：小学校教材整備指針を基に

④ 学校における働き方改革に対応

② 学習指導要領に対応

教科等	機能別分類	整理番号	例示品名	目安番号	新規	必要数	現行数	整備数※
学校全体で共用可能な教材	発表・表示用教材	1	発表板	⑦	△			
	発表・表示用教材	2	パネルシアター	③	△			
	道具・実習用具教材	23	プログラミング教育用ソフトウェア・ハードウェア	⑧	○			
	情報記録用教材	32	プリンター・拡大プリンター	①	△			
国語	発表・表示用教材	35	黒板(作文指導用、短冊、漢字指導用、硬筆指導用など)	③	△			
	道具・実習用具教材	40	漢字練習用教材(漢字・筆順カードなど)	②				
社会	発表・表示用教材	46	地球儀(大・小・白地図など)	⑤	△			
算数	発表・表示用教材	49	教材作成・提示説明ソフト	①	○			
	道具・実習用具教材(数と計算)	59	計算ブロック	⑦	○			
理科	発表・表示用教材	65	標本(堆積岩、化石、火山噴出物、火成岩、映像教材など)	⑧	△			
	実験観察・体験用教材	89	音の学習用具(おんさなど)	⑤	○			
生活	実験観察・体験用教材	121	木の実穴あけ器	④	○			
音楽	発表・表示用教材	127	鑑賞資料(DVD、CDと関連画像資料など)	②	○			
	道具・実習用具教材	133	録音機器(デジタルレコーダーなど)	④	○			
図画工作	発表・表示用教材	144	色立体模型	①				
	道具・実習用具教材	175	整理用教材(整理戸棚、材料収納棚・箱、作品乾燥棚、掃除機(集塵機)など)	⑧	△			
家庭	発表・表示用教材(住生活関連教材)	176	黒板(栄養黒板、献立黒板など)	⑧				
	実験観察・体験用教材	209	簡易騒音計	⑤	○			
体育	道具・実習用具教材(陸上運動)	235	投の運動用具一式	①	○			
	道具・実習用具教材(ボール運動)	245	ハンドボール用具一式	①	○			
外国語活動・外国語	発表・表示用教材	263	音声CD(チャンツ、歌、ナーサリーライム等)	⑧	○			
総合的な学習の時間	道具・実習用具教材	265	カード教材(ピクチャーカード、フラッシュカードなど)	⑤				
	実験観察・体験用教材(福祉・健康)	292	高齢者疑似体験セット、加齢体験セット	④	△			
特別活動	発表・表示用教材	299	紙芝居用舞台	①	○			

○は令和元年改訂で
新規に例示した教材

△は令和元年改訂で
例示内容を
一部見直した教材

【特別支援教育に必要な教材】

③ 技術革新等を踏まえる

① 教材整備数量の目安を例示

教科等	機能別分類	整理番号	例示品名	目安番号	新規	必要数	現行数	整備数※
特別支援教育に必要な教材	知的障害	310	運動学習用教材(トランポリン、ボールプール、平均台、バランス遊具、投てき板、大型三輪車、マットなど)	③	△			
		311	ソーシャルスキル指導用教材	③	△			
	肢体不自由	316	入力支援機器(手指入力、音声入力、視線入力など)	⑦	△			
		320	軽量持ち運びスロープ	③	○			
	病弱及び身体虚弱	323	表示機器(VRゴーグルなど)	③	○			
		333	字幕提示システム(音声認識システム、字幕提示用機器など)	③	○			
	自閉症	346	デジタルカメラ	⑦	○			
	学習障害(LD)	351	カラーフィルター(情報の量や強さを調整するシートなど)	⑦				
	注意欠陥多動性障害(ADHD)	355	衝立	③				

※必要数－現行数＝整備数

小学校 中学校

単位	番号	目安
I. 学校	①	1校あたり1程度
II. 学年	②	1学年あたり1程度
III. 学級	③	1学級あたり1程度
IV. グループ (1学級分)	④	8人あたり1程度
	⑤	4人あたり1程度
	⑥	2人あたり1程度
	⑦	1人あたり1程度
V. その他	⑧	とりあげる指導内容等によって整備数が異なるもの

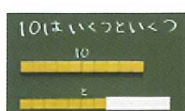
特別支援学校

単位	番号	目安
I. 学校	①	1校あたり1程度
II. 学年	②	1学年あたり1程度
III. 学級	③	1学級あたり1程度
IV. グループ (1学級分)	④	3人あたり1程度
	⑤	2人あたり1程度
	⑥	1人あたり1程度
V. その他	⑦	とりあげる指導内容等によって整備数が異なるもの

教材整備指針(令和元年度改訂)での例示品の整備状況 (令和5年度 JEMA調査より)

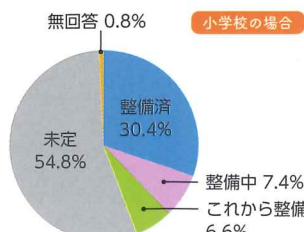
計算ブロック(小学校)

算数の道具・実習用具教材
(数と計算)の新規例示品



目安数量

1人あたり
1程度



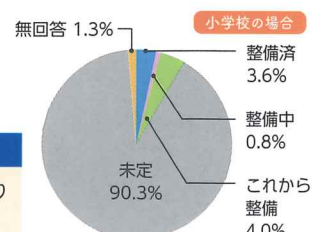
軽量持ち運びスロープ

特別支援教育(肢体不自由)に
必要な教材の例示品



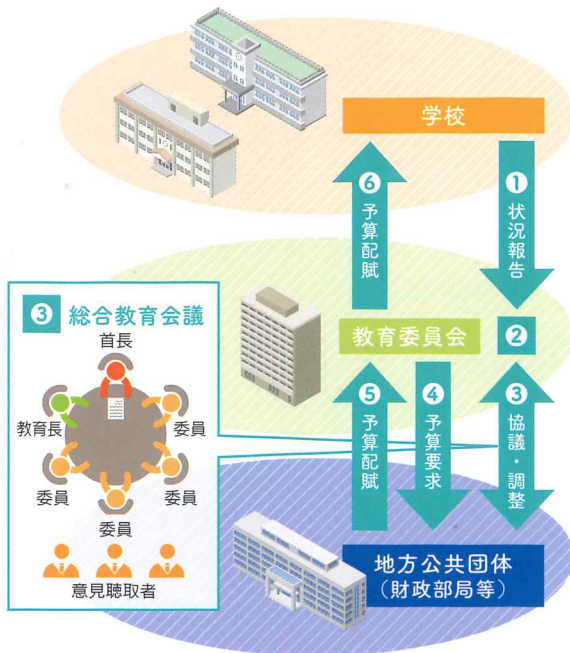
目安数量

1学級あたり
1程度



学校教材の整備の進め方について

教材整備計画における学校教材の整備に必要な経費は、地方交付税等による財政措置の対象とされており、学校教材の整備について、それぞれの地域で議論し、予算措置することが重要です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、各地方自治体に設置される総合教育会議において、計画的な教材整備について首長と教育委員会が協議・調整することも有効であると考えられます。



POINT

首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたる事が可能になります。

財政措置額

(全国ベース)
令和6年度措置額約800億円

《積算基礎》

小学校	(18学級規模).....	2,653千円
中学校	(15学級規模).....	2,742千円
特別支援学校	(350学級規模).....	85,543千円

学校現場での整理

- 整備品目や教材の優先順位を決定

校長を中心に、教頭、教務主任、事務職員等による予算委員会を組織するなど、校内組織を生かした全校的な対応を図る。

1 状況報告 学校 → 教育委員会

- 教委に対して情報提供・要望(教材による効果の説明等)

2 教育委員会内での整理 教育委員会

- 学校現場で更新・新規購入が必要な教材を把握

- 各学校に対するヒアリング
- 各学校での台帳による管理
- 学校に必要な教材の優先順位をつけて要望
- 他自治体の整備状況の照会

- 教育委員会で内容を精査

- 教材整備に必要な費用を積算

3 協議・調整 教育委員会 ↔ 地方公共団体(財政部局等)

- 教育条件整備に関する施策

学校備品・教材の計画的な整備計画

4 予算要求 教育委員会 → 地方公共団体(財政部局等)

- 必要な予算を要求
- 要求内容について説明

文部科学省からの資料等も活用

- 地方交付税の財源措置等の通知
- 教材整備指針

5 予算配賦 地方公共団体(財政部局等) → 教育委員会

6 予算配賦 教育委員会 → 学校

教材整備関係の地方交付税措置額の試算例(令和6年度ベース)

	地方交付税の算定に用いる標準施設の状況			地方交付税措置額(試算例)	
	一般財源 (教材整備関係) A	施設規模 B	1学級当たり 一般財源 C (A/B)	施設規模 D	試算額 E (C×D)
小学校	2,653千円	18学級	147.4千円	150学級 ____学級	22,110千円 ____千円
中学校	2,742千円	15学級	182.8千円	80学級 ____学級	14,624千円 ____千円
特別支援学校	85,543千円	350学級	244.4千円	50学級 ____学級	12,220千円 ____千円

備考1: 地方交付税措置額の試算に用いる学級数(D)は、義務標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数です。

備考2: 寒冷補正(暖房費や除雪費等を反映するもの)等の補正係数は、考慮していません。

ここに学級数を代入して、あなたの自治体や学校の措置額を試算しましょう! ※学級数は特別支援学級も含まれます。

子どもたちの確かな学力の育成を図るために、 学校教材の安定的で計画的な整備の実施、推進をお願いします。

学習指導要領を踏まえた安定的かつ計画的な教材整備の実現に向けて

文部科学省初等中等教育局長 望月 慎

適切な教材の整備充実、児童生徒の関心・意欲や知識理解の質をさらに高め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による学習指導要領の趣旨の実現を図る上で極めて重要であり、加えて教師の授業準備や教材研究の負担軽減効果も期待でき、各学校における働き方改革の推進にも資するものと考えられます。

このため、文部科学省では、教育条件整備策の一つとして、令和元年8月に策定した「教材整備指針」に例示される学校教材等の整備が、安定的かつ計画的に実施できるよう、「義務教育諸学校における教材整備計画」（令和2～11年度の10か年）を策定しており、令和6年度で五年度目となりました。

GIGA スクール構想の進展等を中心として、学校の教育環境に大きな変化が訪れておりますが、教材整備の重要性は変わりません。各地方公共団体、教育委員会、学校におかれましては、同指針も参考としていただきながら必要な教材を整理した上で、総合教育会議における首長と教育委員会の協議・調整の場を活用するなどして、学校教材の整備をより一層推進していただければ幸いです。

地域の実情に応じた教材整備の推進を

総務省自治財政局調整課 課長補佐 高橋 直人

学習指導要領に対応して策定された「義務教育諸学校における教材整備計画」を踏まえ、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進するため、その整備に必要な経費については、地方交付税措置を講じることとしております。

地方交付税に用途の定めはなく、それぞれの地域において、教材整備の必要性やその整備水準等について議論を深めていただくことが重要です。地域の実情に応じた教材整備が推進され、各学校現場での創意工夫に基づき、子どもたちの健やかな学びが図られることを期待しております。

すべての子どもたちが一定の水準の教育を受けられるよう

全国連合小学校長会 会長 植村 洋司

令和6年度は学習指導要領全面実施5年目となり、全国の小学校では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善がより一層進められているところです。また、一人一台端末と高速大容量通信環境における、ICTを活用した教育活動が本格化し、効果的活用が図られています。しかしながら、各自治体の財政状況や考え方等によって、その整備や推進状況に格差が生じています。

全国連合小学校長会は、公立小学校の教育環境は全国どこでも同じように整備されていなければならないと考えています。すべての子どもたちへのよりよい教育の実現を目指し、すべての子どもたちが一定の水準の教育を受けられるよう、「教材整備指針」を踏まえた教材整備が進みますようお願いいたします。

「学びの充実」と「学校における働き方改革」の両面からの教材整備を！

全日本中学校長会 会長 青海 正

令和6年度は、現行の学習指導要領の全面実施から4年目を迎え、全国の公立中学校では「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」、また「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を通して、新たな学びの実現による学校教育の質の向上に取り組んでいるところです。学校で使われる教材は、生徒の興味・関心を高め、理解を助ける上で極めて重要であり、その充実是不可欠です。一方、「学校における働き方改革」の更なる加速化が進められる中、教材準備等の負担軽減を図っていくことが求められています。

全日本中学校長会としても、「全国どの地域でも一定水準の教育を受けることができること」「働き方改革を加速化すること」の両面から、全国の全ての公立中学校が「教材整備指針」を基に整備計画を策定し、計画的かつ確実に教材整備を進めていただくことをお願いしたいと思います。

より良い未来を築くために

全国市町村教育委員会連合会 会長 田邊 俊治

GIGA スクール構想の進展により教育環境は急速に変化していますが、教材整備の重要性は変わりません。一人一台端末を活用し個別最適な学びを推進するためにデジタル教材はもちろんのこと、従来からの教材の重要性も増していると考えます。五感を働かせる実験実習や体験学習などは子どもたちの興味関心を高め理解を深めます。デジタル教材と従来からの教材との組み合わせを促進していく意義について再認識していくことが必要です。

全国の各市区町村教育委員会がこのリーフレットを活用し、学校教材の有効活用が図られ教育環境の向上に取り組むことで、子どもたちにとってより良い未来を築く一助となることを期待しています。

計画的で着実な学校教材の整備を

一般社団法人日本教材備品協会(JEMA) 会長 大久保 昇

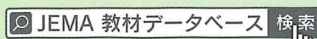
予測する事が困難な時代を生き抜く為に、児童生徒一人一人が「主体的・対話的で深い学び」を実現し、これから生きていくために必要な資質・能力を身につけていく必要があります。学校の様々な教材はそれを触発する道具として、そして「個別最適な学び」を推進するためにも重要な存在です。この教材予算の確保の為に、またどの自治体でも整備ができるように「義務教育諸学校における教材備品計画」として令和2年から11年度まで、単年度で800億円の地方交付税措置が講じられています。文部科学省が定めた教材整備の参考資料となる「教材整備指針」に則り、計画的でそして着実な教材の整備が促進されることをお願いします。

教材整備の参考に・・・

JEMAは、教材整備に関する様々な情報・データを提供しています。

 **教材データベース** <http://kyouzai.jema.or.jp/>

日本初 教材検索WEBサイト。
学校が求める、あらゆる教材情報にお応えします。

 JEMA 教材データベース 検索

JEMAは、安全な教材備品の整備を推進しています。

●子どもたちを健康被害から守ろう!!
JEMA安全基準適合認定事業。



JEMA安全基準適合認定マーク
商標登録 第5021810号

令和 6 年 10 月 25 日

山陽小野田市議会 議長殿



一般社団法人 中国における臓器移植を考える会

代表 丸山治章

東京都新宿区西新宿 3 丁目 3 番 1 号

西新宿水間ビル 6 階

臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための
法整備等を求める意見書提出の陳情

陳情の趣旨

国際社会と足並みを揃え、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備と適切な臓器移植が行われる必要性について啓発を求める意見書を国へ提出することについて陳情します。

陳情の理由

世界では移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、日本人が思わぬ医療事故や犯罪に巻き込まれるリスクは増加しています。

この状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしています。国際移植学会 (TTS) および国際腎臓学会 (ISN) は 2008 年、人体器官の取引を犯罪とし、移植ツーリズムの防止を署名国 (135 カ国) に求める「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明しました。不正な臓器移植に対処する法律も各国で制定され、2008 年のイスラエルを筆頭に、2010 年スペイン、2015 年イタリア、2015 年台湾、2019 年カナダ、2019 年ベルギー、2022 年英国で関連法が整備されています。

我が国では、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会および日本透析医学会が 2022 年 12 月が、前記の宣言内容の履行強化を誓う「イスタンブール宣言 2018 5 学会共同声明」を表明しています。しかし、それに対応する法律はいまだ整備されていません。

我が国の臓器提供は年間約 100 件程度にとどまり、希望者数の 0.6% 程度 (公益社団法人日本臓器移植ネットワーク出典) しか移植手術を受けられないといった、深刻なドナー不足があります。この現状から、海外へ渡航移植する人は後を絶ちません。厚生労働省の調査によれば、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023 年 3 月末時点で 543 人に上ります。

海外での臓器移植について、臓器提供元のはっきりしない斡旋を行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在しています。実際、国の認可を受けずに臓器移植の斡旋を行ったとして、NPO 法人の理事が逮捕、起訴されています。このほか、国連人権報告官より、臓器移植のために無実の囚人を搾取していると指摘されている中国に対して、我が国の民間企業は免疫抑制剤を供給したり、医療機関が技術指導を行うなど、人道問題への取り組みに積極性を欠いているとの国際社会からの批判も受けています。

このような状況を踏まえ、貴議会におかれましては、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備を求める意見書を提出することを強く要請致します。

本意見書の提出は、我が国が人道問題に積極的に取り組み、国際社会における責任を果たすため、そして、国民の生命と人権を守るための重要な一歩となります。貴議長殿をはじめとする議員各位には、本陳情にご理解いただき、意見書の提出にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める 意見書（案）

世界的な移植用臓器の不足を背景に、臓器の確保を目的とする不正な臓器取引、人身取引、移植目的の渡航等が、世界における医療の倫理的問題や人権を侵害する大きな問題となっている。

このような問題に取り組むため、国際移植学会（TTS）および国際腎臓学会（ISN）は2008年4月に、臓器取引・人身取引の犯罪化し、移植ツーリズムの防止を掲げた「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明した。日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会および日本透析医学会は2022年12月、「移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく」「必要とする人々に分配されなければならない」等とする「イスタンブール宣言2018 5学会共同声明」を表明した。

国内では、現在約1万6500人もの方が移植を希望し登録している（公益社団法人日本臓器移植ネットワーク）が、臓器提供は年間で約100件となっており、圧倒的なドナー不足が大きな課題である。この現状から、海外での臓器移植を求め渡航する人は後を絶たない。厚生労働省の調査によると、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で543人に上る。いっぽう、海外での臓器移植は手術後に患者が死亡する危険な事例もあるほか、違法な臓器売買を疑われた場合、帰国後、国内の医療機関での診療を拒否される場合もある。

渡航移植は、邦人が思わぬ医療犯罪や非人道犯罪に巻き込まれる恐れがあるものの、我が国には渡航移植を制限する法律はなく、いつ、どこで、誰が、どのような手術を受けたのか、自治体や医療機関は確認することができない。したがって、臓器提供の透明性を確保する制度の整備は必要である。前記宣言にならい、不正な臓器取引の禁止、移植ツーリズムの防止、さらには、適切で公正な臓器移植に関する啓蒙や教育の一層の強化も欠くことはできない。

よって〇〇議会は、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備等に早急に取り組むことを求める。

以上、地方自治法第〇〇条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日
議会議長

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣



中国へ渡航移植

日本国厚生労働省

2023年6月、厚生労働省が行った実態調査で、中国で移植を受けたのち日本の医療機関に通院している患者は175人いることがわかった。

調査は日本各地の医療機関（203施設280診療科）を対象に行われた。

供給されたドナー臓器の出所が不明な中国で移植手術を受ければ、人道犯罪におのずと加担してしまう恐れがある。

【報告】 海外渡航移植患者の実態調査の結果

○回答数：203施設 280診療科（うち肝臓171 肝臓87 心臓11 肺11）
○渡航移植患者の診療を実施している施設：88施設 111診療科（肝臓71 肝臓29 心臓9 肺2）
○令和5年3月31日時点での移植後の外来通院患者数 31,684名（国内で臓器移植を受けた患者31,141名も含む）
○渡航移植患者数：543名
生体ドナー：42名（肝臓36名 肝臓6名）
死体ドナー：416名（肝臓131名 肝臓135名 心臓148名 肺2名）
不明：85名（肝臓83名 肝臓2名）
○渡航先 米国 227名（うち肝臓58名 肝臓36名 心臓131名 肺2名）
中国 175名（うち肝臓140名 肝臓34名 心臓1名）
オーストラリア 41名（うち肝臓41名） フィリピン 27名（うち肝臓27名）
ドイツ 13名（うち肝臓2名 心臓11名） コロンビア 11名（うち肝臓11名）
ペルー 5名（うち肝臓5名） インド 4名（うち肝臓3名 肝臓1名）
パキスタン 4名（うち肝臓4名） スウェーデン 4名（うち肝臓4名）
カナダ 4名（うち肝臓1名 心臓3名） ベトナム 3名（うち肝臓3名）
韓国 3名（うち肝臓2名 肝臓1名） フランス 2名（うち肝臓2名）
タイ 2名（うち肝臓1名 肝臓1名） イギリス 2名（うち心臓2名） トルコ 1名（うち肝臓1名）
ガザパレスチナ 1名（うち肝臓1名） メキシコ 1名（うち肝臓1名） ブラジル 1名（うち肝臓1名）
カンボジア 1名（うち肝臓1名） 台湾 1名（うち肝臓1名） アルゼンチン 1名（うち肝臓1名）
エジプト 1名（うち肝臓1名） イタリア 1名（うち肝臓1名）
不明 7名（うち肝臓5名 肝臓2名）



臓器収奪を非難

欧州議会

2024年1月18日、欧州議会は中国共産党による法輪功や他の少数派への迫害停止を求める決議を採択した。

無実の囚人からの臓器収奪は「頻繁に」報告されているとし、加担者に対して制裁を科すようEU加盟国に求めた。

決議は非難対象を「中国」ではなく「中国共産党」とし、迫害政策は政権主導であることを強調した。

European Parliament
2019-2024



TEXTS ADOPTED

P9_TA(2024)0037

The ongoing persecution of Falun Gong in China, notably the case of Mr Ding Yuande

European Parliament resolution of 18 January 2024 on the ongoing persecution of Falun Gong in China, notably the case of Mr Ding Yuande (2024/2504(RSP))

中国における臓器収奪停止のため日本の法整備を求める意見書の要請 添付資料2

日本国厚生労働省
海外渡航移植患者の
実態調査



欧州議会
中国共産党による
法輪功迫害非難決議





法輪功保護法案

米連邦下院

2024年4月25日、米連邦下院で法輪功保護法案が可決した。

良心の囚人らから強制的に臓器を摘出する「臓器狩り」に関与したものに制裁を科すことを定めた、米国で初となる法案となる。

制裁には資産凍結、米国入国禁止、経済的制裁、刑事罰などがある。

H. R. 4132

AN ACT

To provide for the imposition of sanctions with respect to forced organ harvesting within the People's Republic of China, and for other purposes.

Be it enacted by the Senate and House of Representatives of the United States of America in Congress assembled,

SECTION 1. SHORT TITLE.

This Act may be cited as the "Falun Gong Protection Act".



臓器収奪の警告

国連人権特別報告官

2021年6月14日、国連人権特別報告官は中国に対する警告を発表した。

拘束された少数民族や法輪功学習者が、移植用臓器の摘出対象になっているとの「信頼できる情報」があったとした。

強制的な臓器検査と移植用データベースへの登録が行なわれており、「非常に警戒している」と表明した。

China: UN human rights experts alarmed by 'organ harvesting' allegations

中文

GENEVA (14 June 2021) – UN human rights experts* said today they were extremely alarmed by reports of alleged 'organ harvesting' targeting minorities, including Falun Gong practitioners, Uyghurs, Tibetans, Muslims and Christians, in detention in China.

中国における臓器収奪停止のため日本の法整備を求める意見書の要請 添付資料1



令和6年11月1日

山陽小野田市議会議長 高松 秀樹 殿

山口県山陽小野田市鴨庄101-29

公益社団法人厚狭法人会

会長 原田 茂

令和7年度税制改正に関する提言について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

私ども法人会は、「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

本会では、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言しその実現を訴えており、本年も別添のとおり「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめました。

つきましては、提言の趣旨を充分にお汲み取りいただき、その実現に格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。



令和7年度税制改正に関する提言（重点項目・地方関係）

I. 税・財政改革のあり方

- ・「金利のある世界」が現実到来する中、今後の金利上昇に備えた財政健全化が必要。
- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行すること。
- ・政府はマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促すこと。

II. 経済活性化と中小企業対策

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

III. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すこと。また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

- （1）商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直すこと。
- （2）家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直すこと。
- （3）償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- （4）固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げること。
- （5）国土交通省、総務省、国税庁、都道府県がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべき。

2. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

3. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

4. その他

(1) 国税電子申告（e-Tax）と地方税の電子申告（eLTAX）の利用件数は年々拡大してきているが、制度の一層の利便性向上と、システムの連携または一体化すること等により、さらなる促進を図ること。

(2) 本年度から施行されている森林環境税については、森林譲与税として地方自治体に配分されるが、その配分方法や税が有効に活用されているか等についてしっかり検証すること。

* 事業所税は、課税団体の実情に合わせて要望の実施をご判断ください

◆事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。なお、廃止されるまでの間は、賃上げにより税負担が増えないよう、従業者割の計算に際しては配慮すること。

IV. 地方のあり方

日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。

V. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

令和7年度税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

令和 7 年度税制改正スローガン

- 「金利のある世界」が到来。
新たな財政再建目標の策定を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、
経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。
本格的な事業承継税制の創設を！

目 次

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方	1
1. 財政健全化に向けて	
2. 社会保障制度に対する基本的考え方	
3. 行政改革の徹底等	
4. マイナンバー制度について	
5. 今後の税制改革のあり方	
II. 経済活性化と中小企業対策	6
1. 中小企業の活性化に資する税制措置	
2. 事業承継税制の拡充	
3. 消費税への対応	
III. 地方のあり方	10
IV. 震災復興等	10
V. その他	11
1. 納税環境の整備	
2. 環境問題への対応	
3. 租税教育の充実	

《税目別の具体的課題》 12

1. 法人税関係
2. 所得税関係
3. 相続税・贈与税関係
4. 地方税関係
5. その他

《個別法令・通達関係》

I. 法令関係	16
1. 法人税関係	
2. 所得税関係	
3. 相続税・贈与税関係	
4. 消費税関係	
5. 地方税関係	
II. 通達関係	19
1. 法人税関係	
2. 相続税関係	

《はじめに》

我が国経済は大きな転換期を迎えている。世界的な燃料価格の上昇や円安の進行に伴って輸入物価が押し上げられ、長年続いてきたデフレからの完全脱却が目前に迫って来ているからである。日本銀行は本年3月、物価の上昇に対応して異次元の金融緩和を終了し、17年ぶりとなる利上げに踏み切り、7月には追加利上げを実施した。植田和男日銀総裁はさらなる利上げも示唆している。官民で取り組んできた賃上げをめぐっても今年は33年ぶりの高い水準の賃金上昇率を記録した。株式市場もバブル期に記録した最高値を一時更新するなど、日本経済は「失われた30年」を経て、正常化に向けて着実に歩み出している。

これまでの政府・与党の経済・財政運営は、デフレからの脱却を最大の目的と位置付け、需給ギャップを埋めるための需要喚起策に重点が置かれてきた。だが、ここに来て政府・日銀が目指してきた「2%程度の消費者物価目標」が継続的に達成されるようになり、これからはインフレに対する警戒も要する段階に入ったと考えるべきである。そうした中では日本経済の構造的な問題にも目を向ける必要がある。とくに少子高齢化と人口減少に伴い、全国的に中小企業の人手不足は深刻化している。デジタル化を中心とした省力化や生産性の向上など、将来を見据えた設備投資や大胆な事業構造改革を促すための税・財政政策を打ち出し、民間の活力を最大限引き出すための新たな戦略が求められる。

しかしながら、新型コロナウイルス禍の危機を乗り切るために大規模な財政出動が講じられた後、政府・与党の経済・財政運営が平時に向けて転換したとはいい難い。コロナ危機対応が終了しても、今度は物価高対策を名目とする新たな補助政策が次々に講じられ、どの段階で補助を終わらせるのかという出口戦略は明確に示されていない。こうした情勢下で国債発行という借金頼みの財政運営が漫然と続けられているのは問題である。財政健全化に向けて財政規律を回復させることは、安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるためにも国家的な課題であると改めて認識すべきである。

日銀が物価上昇に伴って今後、金利をさらに引き上げれば、国債の利払い費も増大する。インフレは税収を押し上げる面もあるが、経済成長率が金利水準を下回れば、借金が借金を生む悪循環に陥る恐れがある。「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のために新たな財政再建目標の策定は急務である。

地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担う。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援が欠かせない。

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

新型コロナの世界的な流行が収束し、我が国における社会・経済活動もほぼ以前の状態に回復したと言える。ただ、日本では100兆円規模とされる莫大なコロナ危機対応予算を計上したことで、国と地方を合わせた長期債務残高は、本年3月末で1,285兆円を突破した。こうした債務残高は国内総生産（GDP）の2.2倍にも達する水準である。コロナ禍前から我が国の財政状況は主要先進国の中で最も悪化していたが、今回のコロナ禍を経て、さらに債務残高が増加したことに十分留意する必要がある。

財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。岸田文雄政権が本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2024」（骨太の方針）によると、基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）を2025年度に黒字化を目指す方針が明記され、7月末に内閣府がまとめた財政収支の試算ではPBは25年度に黒字化を達成できるとの見通しを初めて示した。

ただ、この黒字達成は税収の大幅な増加を背景としており、大型の補正予算の編成やGX（グリーン・トランスフォーメーション）の対策費用を計上しないなど、特殊な前提を置いて試算したに過ぎない。黒字額の見通しも1兆円にも満たない水準であり、財政見通しは決して楽観できる情勢にはない。歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示する一方、歳入では税財政改革を通じた増収を目指すなど、実効性のある着実な取り組みを求める。

1. 財政健全化に向けて

日本銀行は本年3月、消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに踏み切った。さらに7月には追加利上げも実施した。財務省の試算によれば、今後も金利の上昇が続けば、一定の経済成長を果たしても将来的には税収増より国債の利払い費の方が増えることが想定されている。「金利のある世界」が現実到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。

我が国財政は金利の上昇に伴い、国債の利払い費の増加は免れない。そして国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の予期せぬ急上昇など金融市場に多大な影響を与え、安定的な経済成長を阻害することも懸念される。そうした事態を回避するため、政府と日銀は健全な関係を構築して金融市場の動向を慎重に見極めつつ、副作用を最小限に抑えるように細心の注意を払って政策運営に努めなければならない。

- (1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。また、物価高対策としての効果については限定的との批判がある。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
- (2) こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄おうとしている。岸田文雄政権は賃上げに加え、歳出改革で社会保険料負担を抑制することで「実質的な負担増はない」と説明している。だが、医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。社会保障改革が想定通りに行われなければ、財源は国債頼みとなりかねない。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

高齢者人口がピークを迎える2040年の社会保障給付費は、22年よりも4割以上増えて190兆円に達すると試算されている。また、来年には団塊の世代すべてが後期高齢者となることから、医療と介護の給付費の急増が見込まれる。こうした中で持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。

社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

とくに中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。さらに本

年10月からは厚生年金の適用対象が拡大（従業員数51人以上）される。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

- (1) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。これまでも年金の受給開始年齢の繰り上げや繰り下げの選択肢が拡大されてきており、公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すことも重要である。さらに「ジェネリック（後発薬）の使用割合を全ての都道府県で80%以上」に加え「ジェネリックの金額シェア65%以上」とする政府の新たな目標が定められたが、その達成のためにはジェネリックの安定した供給体制を確立することも肝要である。
- (3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。
- (4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。
また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底等

今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

また、水膨れが指摘される国の基金に基づく事業をめぐるっては、企業などに対する補助金の支払いを終えているのに管理費だけをその後も継続して支出していた基金など、15の事業を廃止する方針が固まった。これに加え、使う見込みがない5,400億円余りを国庫返納することも決まった。存続させる基金については数値目標を早急に設定し、国から基金に拠出する年限も設けることなどで、基金の政策効果等を常に検証し、今後も運用の適正化を図るべきである。

さらに財政投融资（財投）を活用した官民ファンドについても、多額の損失を計上する事例が相次いでいる。出資者である財務省は、ファンドからの財政報告を定期的に受け、組織や運営体制などに対する見直しを求める権限を持つべきである。それでも改善が図られなければ、株主総会で経営体制の刷新を促すなど規律重視の運営に改めるべきである。

こうした行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) PDCAサイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

デジタル化時代の社会インフラであるマイナンバーカードの交付率は約81%（令和6年8月現在）に達したが、国民や事業者がマイナンバー制度を正しく理解し、積極的に活用しているとは言い難い。マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始され、健康保険証（新規交付・再交付）は令和6年12月2日に廃止されることとなったものの、令和6年6月現在の利用実績は9.9%にとどまるなど、その利用はまだ低調である。令和6年度末には運転免許証との一体化も予定されている。こうした中で政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。

国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。昨年にはマイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで各種証明書を発行するサービスをめぐり、他人名義の証明書が誤って交付されるなどの深刻なトラブルが頻発した。政府はそうした事態を厳しく反省し、誤交付などを徹底的に防止する総合的な対策を講じる必要がある。そのうえで第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

マイナンバーカードの利便性を高めるためには、各種行政サービスの手続きをワンストップ化することが重要である。e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きを簡略化すれば、一段のカード普及にもつながろう。国・地方で具体的な検討を進めるべきである。

社会保障と税、災害対策となっていた利用範囲はマイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、これをどこまで広げるかは今後の重要な課題と言える。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要である。

Ⅱ．経済活性化と中小企業対策

我が国経済を支える中小企業の景況感は、新型コロナウイルス禍の打撃からほぼ脱し、改善に向かっている。一方で全国的に中小企業の人手不足が深刻化しており、海外の資源高や円安進行を背景にした物価の上昇も加わり、中小企業経営をめぐる先行き不透明感は強まっている。とくに優秀な人材を確保するためにも着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。

こうした中で取引先の中小・零細企業に対し、不合理な値下げ交渉や買い叩きをしないと対外的に約束する「パートナーシップ構築宣言」の取り組みは注目に値する。これに署名した大手企業などは、賃上げ時に法人税の負担を軽くするための税制優遇や補助金で加算措置の恩恵を受けられる仕組みである。すでに大手・中堅企業を中心に中小企業等を含めて5万社以上が参加しており、官民を挙げて中小企業による適正な価格転嫁を促す取り組みとして推進したい。価格転嫁をめぐるのは従来の原材料費や光熱費だけでなく、今後は賃上げなどによる労務費の増加分も含めるように産業界全体で認識を共有すべきである。

人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、企業の存続とサプライチェーン（部品の供給網）を維持するため、それぞれの中小企業の事情に応じた事業承継の推進が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、

昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

また、上記（1）に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げることのないよう配慮すること。

（3）中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすること。

（4）中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

（5）中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者に委ねられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。

人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

（1）事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、（2）取引相場のない株式の評価、（3）相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

（2）取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。

なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設（平成16年度に改正）された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

（3）相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数が伸び悩んでいる。また、特例承継計画を提出しているものの、まだ事業承継を行っていない企業もある。政府は、制度の検証を行う必要がある。

なお、令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前に

において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コスト及び税込確保などの観点から問題が多い。このため、法人会としてはかねてより単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であると指摘してきた。

また、インボイス制度についても、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されたりするなどの理由によって休廃業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持する等、弾力的に対応することを求めてきた。

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

(1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

国立社会保障・人口問題研究所がまとめた「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によると、2050年の総人口が2020年の半数未満となる市区町村が約20％に達するという。また、民間有識者でつくる「人口戦略会議」は、地域や人口規模によって、出生率の向上という「自然減対策」、人口流出の是正といった「社会減対策」が重要であることを指摘している。

日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。

- (1) 地方創生は、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。
- (3) ふるさと納税は、その返礼品として地域産品を提供することで、地域振興を促す面がある。だが、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に寄付の形で納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが求められる。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

Ⅳ. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要が

ある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上や事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きについて、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題への対応

政府は2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指しており、その中間に位置する2030年に温室効果ガスの排出量を「46%削減（13年度比）する」との目標を国際公約として打ち出している。

令和5年5月にGX推進法が成立し、「GX経済移行債」を発行して脱炭素に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める「カーボンプライシング」が導入された。

地球温暖化対策は先進国や途上国を含めて重要な課題であるが、その費用負担も冷静に見極める必要がある。政府はカーボンプライシング導入の政策効果や、家庭や企業におけるエネルギー価格の負担のあり方等について今後、継続的に検証する必要がある。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その用途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社の業績連動給与についても損金算入とすべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、中小企業にも対応可能なコーポレートガバナンスを高める措置を講じることを条件に、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 少額減価償却資産の見直し

少額の減価償却資産の損金算入制度について、複数の取得価額基準が混在している。税制の簡素化、事務処理の簡便化の観点から、全ての制度を統合し、全ての法人について取得価額50万円未満は全額損金算入できるように見直すこと。

(3) 企業版ふるさと納税の適用期限延長

平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

(4) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

中小企業向け賃上げ促進税制については、令和6年度税制改正で「子育て両立支援・女性活躍支援」の上乗せ要件が新たに講じられるとともに、5年間の繰越控除が可能となった。しかし、経営環境が厳しい中小企業の持続的な賃上げを支援する観点から、賃上げ率の要件を緩和すること。

2. 所得税関係

(1) 基幹税としての所得再分配機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などによって空洞化が指摘されている。所得再分配機能を回復するためにも、所得税は国民が

能力に応じて適正に負担すべきである。

(2) 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

なお、「退職所得控除」の見直しが検討されているが、老後の生活設計を妨げることに繋がるとともに、企業の人材確保や従業員の労働意欲を高める観点から、控除の縮小は行うべきではない。

(3) 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の基礎控除の見直し

被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3.40→令和2年2.73）にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和4年は9.6%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げること。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和6年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも3年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直すこと。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直すこと。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げること。

⑤国土交通省、総務省、国税庁、都道府県がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。なお、廃止されるまでの間は、賃上げにより税負担が増えないよう、従業者割の計算に際しては配慮する必要がある。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 印紙税の廃止

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止すること。

(2) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(3) 電子申告の促進

国税電子申告（e-Tax）と地方税の電子申告（eLTAX）の利用件数は年々拡大してきているが、制度の一層の利便性向上と、システムの連携または一体化すること等により、さらなる促進を図ること。

(4) 森林環境税の検証

本年度から施行されている森林環境税については、森林譲与税として地方自治体に配分されるが、その配分方法や税が有効に活用されているか等についてしっかり検証する必要がある。

《個別法令・通達関係》

I. 法令関係

1. 法人税関係

[無形減価償却資産]

- (1) 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し、期間を3年に短縮すること。

[引当金の損金算入]

- (2) 引当金について、次のとおり損金算入を認めること。

①退職給付引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。

②賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

[電話加入権の損金算入]

- (3) 電話加入権については、自動車電話加入権や携帯電話加入権がすでに非償却資産から減価償却資産に変更されていることもあり、同様の扱いとし、損金算入を認めること。

[耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置]

- (4) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

[法人税の延納]

- (5) 不況時等における資金繰りに考慮し、昭和59年に財源対策等から廃止された法人税の延納制度を復活すること。

[申告書の提出期限]

- (6) 会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2か月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。

2. 所得税関係

[土地・建物等の損益通算]

- (1) 土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算および繰越控除を認めること。

[不動産所得の負債利子の損益通算]

- (2) 土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いがバブル期の措置として設けられたものであり、また所得の計算上、本来認められるべきものであることから損益通算を復活すること。

[医療費控除]

- (3) 医療費控除については、最近の医療費の実態に即して、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。

[源泉納付]

- (4) 源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日（現行1月10日）とすること。

3. 相続税・贈与税関係

[保険金・死亡退職金の非課税限度額]

- (1) 保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法定相続人一人当たり500万円とされたが、相当期間経過しているので、1,000万円に引き上げること。

[相続財産からの控除]

- (2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

[被相続人の保証債務の弁済]

- (3) 相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすること。

[贈与税の配偶者控除]

- (4) 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2,000万円は、昭和63

年以來据え置かれているので、3,000万円に引き上げること。

4. 消費税関係

[消費税の確定申告書の提出期限]

- (1) 消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。

[消費税の届出書の提出期限]

- (2) 消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断が必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長すること。

5. 地方税関係

[固定資産税]

- (1) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、固定資産税や都市計画税は減免すること。

[法人事業税]

- (2) 資本金1,000万円以上で3都道府県以上に事業所を有する法人の法人事業税については、所得区分別の軽減税率が適用されないこととなっているが、この制度を廃止すること。

[申告書等様式]

- (3) 事務の効率化に資するため、地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ること。

[欠損金繰戻し還付制度・延納制度]

- (4) 住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また、地方税にも延納制度を設けること。

Ⅱ. 通 達 関 係

1. 法人税関係

[修繕費]

(1) 資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、修繕費としての認定の範囲を次のとおり改めること。

①修理・改良等に要した金額が100万円（現行60万円）に満たない場合

②修理・改良等に要した金額が取得価額のおおむね20%（現行10%）相当額以下である場合

[借地権]

(2) 相当の地代の認定基準概ね6%程度については、地代の収益状況および金利水準の変化に応じた見直しを行うこと。

2. 相続税関係

[取引相場のない株式の評価]

類似業種比準方式の斟酌率を、中会社および大会社についても50%に引き下げること。